

議案第66号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定数)	(定数)
第8条 法人に、役員として、理事長1人、 副理事長 <u>2人以内</u> 、理事 <u>10人以内</u> 及び監事 2人以内を置く。	第8条 法人に、役員として、理事長1人、 副理事長 <u>1人</u> 、理事 <u>8人以内</u> 及び監事2人 以内を置く。
(職務及び権限)	(職務及び権限)
第9条 [略]	第9条 [同左]
[2・3 略]	[2・3 同左]
4 副理事長は、 <u>理事長があらかじめ指定し た順序により、理事長に事故があるときは</u> その職務を代理し、理事長が欠員のときは その職務を行う。	4 副理事長は、 <u>理事長に事故があるときは</u> その職務を代理し、理事長が欠員のときは その職務を行う。
[5～8 略]	[5～8 同左]
(学長でない副理事長、理事及び監事の任命)	(理事及び監事の任命)
第12条 <u>学長でない副理事長及び理事</u> は、理 事長が任命する。	第12条 <u>理事</u> は、理事長が任命する。
[2・3 略]	[2・3 同左]
(任期)	(任期)
第13条 [略]	第13条 [同左]
2 <u>学長である副理事長</u> の任期は、2年以上 6年を超えない範囲内において、選考会議 の議を経て法人の規程で定める学長の任期 によるものとする。	2 <u>副理事長</u> の任期は、2年以上6年を超え ない範囲内において、選考会議の議を経て 法人の規程で定める学長の任期によるもの とする。
3 <u>学長でない副理事長及び理事</u> の任期は、	3 <u>理事</u> の任期は、理事長が定める。

理事長が定める。 [4～7 略]	[4～7 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。
(旧大学が存続する期間における副理事長の定数等)
- 2 令和4年3月24日に地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第80条の規定により読み替えて適用する同法第8条第2項の認可を受けた公立大学法人大阪定款の一部変更の附則(以下「令和4年変更附則」という。)第2項の規定により同項に規定する旧大学が存続する期間における、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款(以下「新定款」という。)の規定の適用については、令和4年変更附則第3項の規定にかかわらず、新定款第8条中「副理事長2人以内」とあるのは「副理事長4人以内」と、新定款第11条第1項中「大阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第2項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学(以下「大阪公立大学等」という。)ごとに」と、同条第5項第2号中「同条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第1項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

公立大学法人大阪の役員の定数を変更するため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略